

議員定数・議員報酬（案）

議員定数・議員報酬（案）

※適用は次期選挙から

- 1 議員定数について
現行の14人から2人削減して、12人とする。
- 2 議員報酬について
表のとおり増額する。

	現行（月額）	増額	改定案（月額）
議長	305,000円	30,000円	<u>335,000円</u>
副議長	257,000円	30,000円	<u>287,000円</u>
議員	247,000円	30,000円	<u>277,000円</u>

※ 議員に退職金はありません。また、議員年金制度は平成23年に廃止されました。

1 議会改革調査特別委員会の設置

村田町議会では、議会改革に向けた検討、協議を目的として、平成27年12月に議会改革調査特別委員会（議長を除く委員13人）を設置し、初めに議会基本条例に関する協議を行い、その中で、議員定数・議員報酬に関することについて協議を行ってきました。

2 議員定数について

- ① 現在の社会情勢及び経済情勢の中で、全国的に議員削減の方向で進んでいます。これを踏まえ、本町の財政状況及び行財政改革の動向、町政の現状・課題など総合的に勘案すると、議員定数を見直す必要があります。
- ② 全国類似町村（人口9,000人以上13,000人未満）のうち、面積が70平方キロメートル以上90平方キロメートル未満の町村における議員定数の平均が12.3人であり、各町村は、その定数で議会として機能していることから、村田町議会においても議員定数2人減の12人とします。

3 議員報酬について

- ① 今後、少子高齢化が進展し、町政の様々な取組が行われる中、議員に対する町民ニーズが高まることが予想され、これにより議員の見識、専門知識の向上が要求されることや、定数削減をカバーするため、各議員の活動範囲が拡大することにより、議員の専門化が一層進むものと考えられます。
- ② 議会は、多様な職業、年齢、居住地域などから議員が選ばれ、幅広い住民の意思を議会に反映させなければなりません。特に若年層の町民が議員に立候補できるように環境を整える必要があります30,000円増額するものです。

《議員報酬の試算》

議員報酬についての基本的な考え方

(1) 報酬額算出方法 『全国町村議長会がまとめた原価（積算）方式』を参考としました。

【全国町村議会議長会方式】

■議員報酬＝町長の給料月額×（議員活動換算日数 / 町長の職務遂行日数）

二元代表制のもと町長と対等なのは議会であって議員ではありません。議会の構成員である議員と町長の違いは行政機関における権限や責任があります。しかし、その権限や責任の違いは町長には、退職金と年金の給付という経済的対価として現れていると言えます。こうしたことを踏まえ、町長の給料月額を基準とします。

(2) 議員活動日数の積算（4つの領域及び活動時間について）

- ① 領域 A 「本会議・常任委員会、特別委員会等」
- ② 領域 B 「全員協議会、一般会議、打合せ、研修会等」
- ③ 領域 C 「①及び②に付随する活動」（一般質問の調査研究、町政に関する調査研究等）
- ④ 領域 X 「町主催行事への出席、各種団体への出席活動等」

「領域 A～X」の4段階に分類し議員活動換算日数の算出を行いました。

検討結果

検討に当たっては、議会活動・議員活動の実態把握からはじめ、それらの範囲と定義を確認したうえで議員報酬の根拠やあり方を検討してきました。

また、議員定数と議員報酬を合わせて検討した結果、現行の議員報酬総枠を超えない範囲で議員2名の減、報酬については、30,000円増額することにしました。